

平成24年度 内閣府沖縄担当部局 税制改正のポイント

- 現行の沖縄振興特別措置法が本年度で期限を迎えることに伴う、新たな沖縄振興のための必要かつ効果的な税制措置。
- 沖縄の優位性・潜在性を発揮し、自立型経済の更なる発展につながる産業の育成を図るため、現行の地域制度を見直し、新たに「国際物流拠点産業集積地域（仮称）」、「産業高度化・事業革新促進地域（仮称）」、「観光地形成促進地域（仮称）」を創設。
- 物流・情報・金融の経済特区については所得控除率の引上げや専ら要件の緩和、観光・産業の地域制度については知事が地域指定を行う仕組みへの変更など、使い勝手を改善。
- その他、交通コストの低減、離島振興、電気の安定的かつ適正な供給、県民生活支援などの税制措置。

I. 地域制度に係る横断的な主な改正内容

経済特区（物流・情報・金融）共通

沖縄の優位性・潜在性を最大限に発揮できるよう、制度の深掘りと使い勝手の改善として、

- 所得控除率の引上げ（35%→40%）
- 専ら要件の緩和（常時使用全従業員数の20%又は5人（情報特区、金融特区は3人）のいずれか多い人数以下であって特定の付随的業務のみを行う事業所であれば、所得控除を受ける法人であっても特区外に設置が可）

その他の地域制度（観光・産業）共通

沖縄県の自主性・自立性を高める観点から、地域の実情や特性等に密接に関連している観光振興や産業高度化・事業革新促進（イノベーション）に係る地域制度については、知事が地域を指定（主務大臣の同意不要）することができるように変更

II. 分野別の主な改正内容

モノ（物流・産業）

- （1）沖縄の地理的優位性を活かし、アジア主要都市を結節する物流

拠点形成を図りつつ、高付加価値モノづくり企業等の新たな臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を目指すため、

○「国際物流拠点産業集積地域（仮称）」制度を新設

（２）産業イノベーション事業を行う新産業の集積等により、将来の沖縄経済を牽引し得る地域産業のイノベーションを促進するため、

○地域指定や事業者認定を沖縄県知事が行い、地域特性を活かした産業振興を推進する「産業高度化・事業革新促進地域（仮称）」制度を新設

ヒト（観光）

外国人観光客の拡大、観光の高付加価値化、沖縄独特の自然環境や文化の活用などに対応するため、

○地域指定を沖縄県知事が行い、地域の特色を活かした魅力的な観光地づくりを推進する「観光地形成促進地域（仮称）」制度を新設

○沖縄型特定免税店制度については、対象に空路客だけでなく、海路客を追加するとともに、空港外店舗の面積要件を緩和

情報（IT）

情報通信関連産業を沖縄により一層集積させるとともに高付加価値化を図り、災害リスク分散等に対応したデータのバックアップの機能等を強化するため、

○対象事業の追加等により、「情報通信産業振興地域制度・情報通信産業特別地区」制度を拡充

カネ（金融）

金融業及び金融関連業の更なる集積及び高度化を図るため、

○対象事業の追加により、「金融業務特別地区」制度を拡充

電気の安定的かつ適正な供給

多くの離島を抱え、他地域と電力系統が連結されていないなど、電力供給面の脆弱性を有している沖縄において、電気の安定的かつ適正な供給の確保を図るため、

- 発電用石炭に係る石油石炭税の免税措置について、適用対象にL N Gを追加し、延長（効果検証も併せて実施）
- 電気用事業資産に係る固定資産税の軽減措置を延長

交通・離島

交通コストの低減を図るとともに、海洋島しょ圏を支える沖縄の振興を図るため、

- 沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置を延長するとともに、対象路線に宮古島・石垣島・久米島と本土間を追加
- 離島における旅館業用建物等に係る特別償却制度を延長

地域振興と県民生活の支援

地域産業の振興、雇用の確保、移出産業の育成などの沖縄経済の発展に寄与するとともに、県民生活及び産業経済の安定を図るため、

- 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置を延長
- 沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置を延長（効果検証も併せて実施）

駐留軍用地跡地利用の促進

駐留軍用地の返還後の円滑な跡地利用の促進に資するため、

- 特定の駐留軍用地内の土地を地方公共団体又は土地開発公社に譲渡した場合の譲渡所得控除(5,000万円)を新設